

静岡市アスベスト対策委員会の今後の開催について

1 今までの経過と課題

平成17年に新聞報道等で石綿健康被害が取り上げられ、当時の社会的問題となったことをうけ、本市ではアスベスト問題に係る対応方針の協議・決定等を行う機関として「静岡市アスベスト対策委員会」を設置した。

委員会設立当初は法改正等が続き、それに伴う再分析調査方針や公共建築物のアスベスト対応方針、民間建築物アスベスト対策補助制度等の審議事項が多数あったため、随時委員会を開催し関係部局が連携して総合的な対策を推進してきた。

ところが近年は、委員会による協議が必要な法令の改正や懸案事項がないため、委員会では各担当部署におけるアスベスト対策の前年度実績報告と情報共有の場となっている。

現在のところ、本市におけるアスベスト対策は関係部局において安定的に実施されており、全庁的に協議が必要な課題は見受けられない。

また、関係部局との円滑な連携により、委員会開催によらずとも実績の把握や情報の共有が容易となったため、審議事項がない場合の委員会開催の運営方針について見直しが必要となっていた。

2 今後の委員会開催の運営方針

上記のような近年の状況を鑑みて、今後委員会開催の運営方針は次のとおりとする。

- (1) 年度当初に、要綱第2条に定める委員会協議（審議）事項の有無について各部会を通じて関係課に照会し、審議事項がある場合に委員会を招集する。
ただし、年度途中における状況変化により委員会での協議（審議）の必要が生じた場合、また委員・部会員から開催の要請があった場合にはその都度委員会を招集する。
- (2) 本市のアスベスト対策に係る事業の実施状況及び関連情報を把握するため、毎年各部会長において、各関係課の所管業務の前年度実績報告書を作成する。
委員会事務局（環境保全課）では、各部会が作成した報告書を取りまとめ、委員・部会員に資料提供し、アスベストに関する情報の共有化を維持していく。
- (3) 本市のアスベスト対策に係る情報については、静岡市のホームページで公表し、市民への情報提供をおこなう。